



890号
2020年8月25日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行

←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！



メールはこちら→

続く処分はいつまで

処分決定はほんの一部

7月29日の会見で増田社長はかんぽ不適正募集の人事処分について説明した。

「多くのお客様に不利益を生じさせ、郵便局や郵政グループに対する信頼を大きく損ね、創業以来の危機を招いたこと。これまでにない厳格な処分を行うことにしました」と説明した。

今回は不適正募集に関して日本郵便、かんぽ生命の社員や役員を含む責任者、573名に対しての社内処分を決めた。

特に悪質と判断した6名の社員は懲戒解雇となった。

先行した2名を加え、8名が懲戒解雇となった。第1弾という事もあり、特定事案で2,563名に

対して182名、多数契約事案で77名に対して6名であり、75.8%

広島県は現状維持

令和2年10月1日適用の最低賃金が決定した。広島県は、引き上げがなく、引き上げられた県も、1.3円という小幅な底上げに留まった。

全国最低額は792円で最高額の東京1,013円と比べ、221円の差がある。

コロナの影響で、中央最低賃金審議会が引き上げの目安を見送ったが、全国的な賃金格差縮小を盛り込んだことで、僅かながら縮小した。

全国平均は902円と前年比1円の上昇に留まった。

すべき手本」とされた社員は、一転犯罪者扱いされ、見捨てられた。

それに対して、懲戒解雇された社員の管理者は、戒告か訓告の処分済みで済まされている。

懲戒処分が行われていない約9割の社員は概ね年内に順次処分が行われる一方で、来年以降も処分は続くことを覚悟しているとも伝えた。

持続化給付金

日本郵便やかんぽ生命の社員合わせて140名が申請していた事を発表した。

会社に対して、給付金について未報告又は虚偽説明したとして12名は懲戒処分が行われる。

また、申請者には取り下げ、受給者には返還及び返還の手続き中であり、申請中の者は、全ての取り下げが完了した。

投資信託で不適正

7月31日にも会見が行われた。

かんぽ生命保険商品と投資信託を同一のお客様に販売した際に、お客様本位でない営業が行われた可能性のある苦情が発生

しており、対応していることを明らかにした。

79名のお客様がこれに該当しており、765名のご意向を確認している事を明らかにした。

投資信託は金融商品であり、不正となれば、金融商品取引法違反となり、金融庁に報告義務が生じる。会社は監督省庁に報告した。

苦情を会社間で共有していない事や名寄せをしていない事で、苦情申告は単発での対応になっている事が対応の遅れの原因だ。

2020年4月より、グループが連携して苦情を分析した事で判明したと説明した。

かんぽも投信も同様の問題があった。会社は営業実績ばかりを求め、優績者と称え、募集手当を支払った。

名誉やお金、懲罰研修など様々な理由で社員の一部は不正に手を染めていった。

前社長は優績者の基準を変え、顔触れが変わったと以前の会見で述べたが、それで問題が解決できるのか疑問が残る。

突然の訃報

職場の仲間が亡くなったと連絡が入った。

前週に、熱中症で緊急搬送されており、体調面で不安はあったが、何故原因なのだろう。惜しまれる声ばかりであった。

明るい性格で、班長として頑張っている姿は鮮明に想い出される。仕事のトラブルや上司との問題も聞かない優秀な人であった。

長い間、仕事に尽力され、班長としても奮起されていきました。本当にお疲れさまでした。

突然の悲報にご親族の悲しみは計り知れないことと存じます。謹んでお悔やみ申し上げます。

今後の予定

- 9月 8日(火) 17:00~
第12回呉支部執行委員会
支部事務所
 - 9月11日(金) 11:00~
集団訴訟第2回公判
広島地裁
- 次号は 9月 8日 予定